

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 静岡県静岡市駿河区豊田二丁目7番9号

氏名 静和エンバイロメント株式会社

代表取締役 和渡 剛

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

複写厳禁

本許可証の写しを複写・印刷し、
使用することを禁止します。
許可取得の為の使用は無効です。

静和エンバイロメント株式会社

広島県知事 湯崎英彦



複写厳禁

本許可証の写しは許可内容の提示を目的に
厳に発行致します。

許可取得のための使用は無効です。

年月日

静和エンバイロメント株式会社

許可の年月日 令和4年10月26日
許可の有効年月日 令和5年10月25日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（輸送・保管は含まない。）

特別管理産業廃棄物の種類

- ・ 露油（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・1・1・1-テトラクロロエタン、1・1・1・2-ジクロロエチレン、シスー1・2-ジクロロエチレン、1・1・1・1-トリクロロエタン、1・1・1・2-トリクロロエタン、1・1・1・3-ジクロロプロパン及びベンゼンを含むことにより有害なものに限る。）
 - ・ 廉酸（水素イオン濃度指數2.0以下不のもの並びにカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機鉛化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・1・2-ジクロロエタン、1・1・1・1-トリクロロエチレン、シスー1・2-ジクロロエチレン、1・1・1・1-トリクロロエタン、1・1・1・2-トリクロロエタン、1・1・1・3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物及び1・4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）
 - ・ 廃アルカリ（水素イオン濃度指數1.2・5以上のもの並びにカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機鉛化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・1・2-ジクロロエタン、1・1・1・1-トリクロロエタン、1・1・1・2-トリクロロエタン、1・1・1・3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物及び1・4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）
 - ・ 廃石綿等
 - ・ 汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機鉛化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・1・2-ジクロロエタン、1・1・1・1-ジクロロエチレン、シスー1・2-ジクロロエチレン、1・1・1・1-トリクロロエタン、1・1・1・2-トリクロロエタン、1・1・1・3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
 - ・ ほいじん（鉛又はその化合物及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年10月27日 更新許可（優良認定）

積替え許可の有無 無

市名

許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可證の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。